

参考（改正後全文）
厚生労働省発社援1017第4号
平成30年10月17日
第1次改正
厚生労働省発社援1129第5号
平成30年11月29日
第2次改正
厚生労働省発社援0207第9号
平成31年2月7日
第3次改正
厚生労働省発社援1115第1号
令和元年11月15日
第4次改正
厚生労働省発社援0306第20号
令和2年3月6日
第5次改正
厚生労働省発社援0313第12号
令和2年3月13日
第6次改正
厚生労働省発社援0803第3号
令和2年8月3日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働事務次官

生活困窮者就労準備支援事業費等の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱」により行うこととされ、平成30年4月1日から適用することとされたので通知する。

各都道府県知事におかれでは、貴管内市区町村に対する周知につき、配慮願いたい。

別紙

生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱

(通則)

- 1 生活保護法（昭和25年法律第144号）第75条第2項、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第15条第2項、第3項及び第4項の規定に基づく国庫補助金及び生活保護適正化等事業費については予算の範囲内において交付するものとし、生活保護法、生活困窮者自立支援法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、地方自治体等が地域の実情に応じて、生活困窮者や生活保護受給者などの地域の要援護者に対して自立・就労に向けた様々な支援サービスを総合的、一体的に提供することによりその自立を促進するとともに、生活保護制度の適正実施を推進することを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。

(1) 生活困窮者就労準備支援等事業

ア 就労準備支援事業

生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱（平成27年7月27日社援発0727第2号「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」の別紙。以下「実施要綱」という。）の別添3に基づき、都道府県、市（特別区を含む。以下同じ。）及び福祉事務所を設置する町村が、就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を、計画的かつ一貫して実施する事業。

イ 被保護者就労準備支援等事業

実施要綱の別添4に基づき行う以下の事業。

- (ア) 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が、就労意欲が低い者や基本的な生活習慣に課題を有する者など就労に向けた課題をより多く抱える被保護者に対し、就労支援にあわせて、就労意欲の喚起や一般就労に従事する準備としての日常生活習慣の改善を計画的かつ一貫して行う事業。
- (イ) 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が、無料低額宿泊所等に入居する者に対して転居先となる居宅の確保に関する支援、各種契約手続等に関する助言など居宅生活に移行するための支援、居宅生活移行後に安定した生活が営めるよう定着支援等の支援を実施する事業並びに都道府県、市及び福

祉事務所を設置する町村が同事業を適切に実施することができると認められる社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人等に対し補助する事業。

- (ウ) 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が、家計に関する課題を抱える世帯や大学等への進学を検討している高校生等のいる被保護世帯からの相談に応じ支援する事業。
- (エ) 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が、職員の資質向上のための研修を実施する事業及び個別支援プログラムを整備し実施する事業（（ア）の事業及び社会的な居場所づくり支援事業を除く。）。

ウ 一時生活支援事業

（ア）一時生活支援事業

実施要綱の別添5に基づき、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が、一定の住居を持たない生活困窮者に対し、一定の期間内に限り、宿泊場所の供与、食事の提供及び衣類その他日常生活を営むのに必要となる物資の貸与又は提供により、安定した生活を営めるよう支援を行う事業。

（イ）一時生活支援事業のうち地域居住支援事業

都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が、シェルター等を利用していた者及び地域社会から孤立した状態にある者等に対し、一定の期間内に限り、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の現在の住居において日常生活を営むのに必要な支援を行う事業。

エ 家計改善支援事業

実施要綱の別添6に基づき、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が、家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、家計に関するアセスメントを行い、家計の状況を「見える化」し、家計改善の計画・家計に関する個別のプランを作成し、利用者の家計管理の意欲を引き出す事業。

オ 生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業

実施要綱の別添7に基づき、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が、貧困の連鎖を防止するため、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子ども及び保護者を対象として、学習支援、生活習慣・育成環境の改善、進路選択等に関する支援等を行う事業。

カ 都道府県による市町村支援事業

実施要綱の別添8に基づき、都道府県が市町村に必要な助言、情報提供その他の援助を行い、事業の円滑な実施を推進する事業。

キ 福祉事務所未設置町村による相談事業

実施要綱の別添9に基づき、福祉事務所を設置していない町村において、一次的な相談支援として、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、都道府県との連絡調整等を行う事業。

ク アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業

実施要綱の別添10に基づき、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が、アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能の強化を行う事業。

ヶ 就労準備支援事業等実施体制整備モデル事業

実施要綱の別添11に基づき、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が、就労準備支援事業等をモデル的に実施することで、任意事業の実施を推進する事業。

コ 都道府県による就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング事業

実施要綱の別添12に基づき、都道府県が、就労支援対象者に対する就労体験・就労訓練先の開拓及びマッチングを推進する事業。

サ その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業

- (ア) 実施要綱の別添13に基づき、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が、地域の実情に応じた生活困窮者の自立の促進に資する取組等を推進する事業。
- (イ) 「生活福祉資金の貸付けについて」（平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号本職通知）に基づき、都道府県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付事業の貸付事務の運営費（「就職氷河期世代等への支援のための生活福祉資金貸付（福祉資金〔福祉費における技能修得費〕）における新しいメニューの創設について」（令和2年2月13日付け社援発0213第2号厚生労働省社会・援護局長通知）に基づく新しいメニューの集計等のための生活福祉資金業務システムの改修費を含む。）に対し都道府県が補助する事業。
- (ウ) 実施要綱の別添14に基づき、都道府県、指定都市又は市区町村が、ひきこもり支援を推進するための体制を整備し、ひきこもり状態にある本人や家族等を支援することにより、ひきこもり状態にある本人の社会参加を促進し、本人及び家族等の福祉の増進を図る事業。
- (エ) 実施要綱の別添15に基づき、都道府県社会福祉協議会又は指定都市社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業に対し都道府県又は指定都市が補助する事業。
- (オ) 実施要綱の別添16に基づき、都道府県、指定都市、中核市又は市区町村が実施する地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業及び同事業を適切に実施することができると認められる社会福祉協議会、社会福祉法人、特定非営利活動法人等の団体に対し都道府県、指定都市、中核市又は市区町村が補助する事業。
- (カ) 実施要綱の別添17に基づき、都道府県、指定都市又は中核市が、民生委員・児童委員を対象にした各種研修を実施する事業。
- (キ) 実施要綱の別添18に基づき、都道府県、指定都市、中核市又は市区町村が実施する被災者見守り・相談支援事業及び同事業を実施する都道府県の管内市区町村（指定都市及び中核市は除く。）に対し都道府県が補助する事業並びに同事業を適切に実施することができると認められる社会福祉協議会、社会福祉法人、特定非営利活動法人等の団体に対し都道府県、指定都市、中核市又は市区町村が補助する事業。

（2）地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業

実施要綱の別添19に基づき、都道府県又は市区町村が実施する地域の様々な相談の受け止め・地域づくり、多機関の協働による包括的支援体制構築事業、参加支援、都道府県事業及び包括的支援体制への移行に係る調査事業。

(3) 生活保護適正化等事業

ア 生活保護適正実施推進事業

実施要綱の別添20に基づき、都道府県、指定都市、中核市又は市区町村（町村については福祉事務所を設置している町村に限る。）が、生活保護の適正な運営を確保するため、生活保護法施行事務監査、レセプトを活用した医療扶助適正化事業等による医療扶助の適正化、被保護者健康管理支援事業の施行に向けた準備、都道府県等による管内福祉事務所に対する生活保護業務の支援、収入資産調査の充実強化等による認定事務の適正化、警察との連携協力体制強化等、各種適正化の取組を推進する事業。

イ 自立支援プログラム策定実施推進事業

実施要綱の別添21に基づき、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が、地方自治体における自立支援プログラムの策定・実施を推進するため、生活保護受給者等の自立支援のための社会的な居場所づくりを支援する事業。

ウ 地域福祉増進事業

(ア) 実施要綱の別添22、23、25、28に基づき、都道府県、指定都市、中核市又は市が実施する地域社会の支えを必要とする要援護者の自立・就労を支援するため、福祉人材の養成・確保等により、地域社会におけるセーフティネット機能を整備する事業。

また、実施要綱の別添24、25、27に基づき、同事業を適切に実施することができると認められる外国人介護福祉士候補者受入施設、社会福祉協議会又は社会福祉法人等の団体に対し都道府県又は指定都市が補助する事業。

実施要綱の別添26に基づき、都道府県社協及び市町村社協が実施する災害発生時に災害ボランティアセンターを設置運営する具体的な手法を習得するための研修・訓練を行う事業。

実施要綱の別添29に基づき、都道府県、市町村が、全国どの地域においても成年後見制度の利用が必要な者が制度を利用できる地域体制の構築を図るため、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関の整備や市町村計画の策定を推進する事業。

実施要綱の別添30に基づき、国内における新型コロナウィルス感染症の発生状況に鑑み、介護福祉士養成施設等の学生等に対する感染症予防・拡大防止に関する取組を支援する事業。

(イー1) 「生活福祉資金の貸付けについて」（平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号本職通知）及び「臨時特例つなぎ資金の貸付けについて」（平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第10号本職通知）に基づき、都道府県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付事業及び臨時特例つなぎ資金貸付事業の貸付原資に対し都道府県又は指定都市（生

活福祉資金貸付事業に限る。) が補助する事業。(イー2を除く。)

(イー2) 「生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の実施について」(令和2年3月11日社援発0311第8号厚生労働省社会・援護局長通知)に基づき、都道府県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付事業の貸付原資に対し都道府県が補助する事業。

(ウ) 「介護福祉士修学資金等の貸付けについて」(平成30年2月1日厚生労働省発社援0201第2号本職通知)に基づき、都道府県が介護福祉士又は社会福祉士の資格の取得を目指す学生に対する修学資金等の貸付けを行う事業(介護福祉士修学資金等貸付事業)。

(エ) 「外国人介護人材受入環境整備事業の実施について」(平成31年3月28日社援発0328第47号社会・援護局長通知)の別紙「外国人介護人材受入環境整備事業実施要綱」の別添3に基づき、都道府県、指定都市又は中核市が、外国人介護人材が日本国内の介護現場において円滑に就労・定着できるよう、当該外国人介護人材の介護技能を向上するための集合研修等を実施する事業及び同事業を適切に実施すると認められる団体に対し都道府県、指定都市又は中核市が補助する事業。

エ 中国残留邦人等地域生活支援事業

実施要綱の別添31から35までに基づき、都道府県、指定都市、中核市又は市区町村が、中国残留邦人等の自立を支援するため、地域における支援ネットワークの構築、日本語学習者への支援、通訳の派遣等を行うことにより、地域の一員として普通の暮らしを送れるようにするための支援並びに支援給付及び配偶者支援金の適正な運営を確保する事業。

オ 保護施設等の衛生管理体制確保支援等事業

実施要綱の別添36に基づき、国内における新型コロナウイルス感染症の発生状況に鑑み、保護施設等の入所者等(当該施設等の入所者、利用者及び職員をいう。)に対する感染拡大防止の取組を支援する事業。

(4) 小規模法人のネットワーク化による協働推進事業等

ア 小規模法人のネットワーク化による協働推進事業

「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」の実施について(平成30年3月28日社援発0328第5号厚生労働省社会・援護局長通知)に基づき、都道府県又は市(特別区を含む。)が実施する、複数の小規模法人が参画する法人間連携プラットフォームの構築、協働事業の試行、これらの事業に必要な合同研修や人事交流等の取組を推進する事業及び同事業を適切に実施することができると認められる団体に対し都道府県又は市が補助する事業。

イ 介護職チームケア実践力向上推進事業

「介護職チームケア実践力向上推進事業の実施について」(令和2年3月27日社援発0327第1号厚生労働省社会・援護局長通知)に基づき、都道府県、指定都市又は中核市が行う事業及び同事業を適切に実施することができると認められる団体に対し都道府県、指定都市又は中核市が補助する事業。

(交付額の算定方法)

4 この補助金の交付額は、次の(1)から(4)により算出された額の合計額とする。

ただし、別表の第2欄に定める種目ごとに算出された合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。なお、1つの種目に直接補助と間接補助が含まれる場合は、それぞれで端数の切り捨てを行うものとする。

(1) 生活困窮者就労準備支援等事業

ア 都道府県、指定都市、中核市又は市区町村が行う事業

(ア) 別表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額に別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

イ 社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人又は社会福祉協議会等が行う事業に対して、都道府県、指定都市、中核市又は市区町村が補助する事業

(ア) 別表の第2欄に定める種目ごとに、別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人については寄付金を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と都道府県、指定都市、中核市又は市区町村が補助した額とを比較して少ない方の額に別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

ウ 都道府県の管内市区町村（指定都市及び中核市は除く。）に対して都道府県が補助する事業及び社会福祉協議会、社会福祉法人、特定非営利活動法人等が行う事業に対して都道府県、指定都市、中核市又は市区町村が補助する事業。

(ア) 別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人については寄付金を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と都道府県、指定都市、中核市又は市区町村が補助した額とを比較して少ない方の額に別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(2) 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業

(ア) 別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額に別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(3) 生活保護適正化等事業

ア 都道府県、指定都市、中核市又は市区町村が行う事業

(ア) 別表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額に別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、定額補助の事業の場合は、(ア)により選定された額を交付額とする。

イ 社会福祉協議会等（社会福祉協議会、社会福祉法人、公益法人、特定非営利活動法人、厚生労働大臣が適當と認める団体をいう。以下同じ。）が行う事業に対して都道府県、指定都市、中核市又は市区町村が補助する事業

(ア) 別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人については寄付金を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と都道府県、指定都市、中核市又は市区町村が補助した額とを比較して少ない方の額に別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、定額補助の事業の場合は、(ア)により選定された額と都道府県、指定都市、中核市又は市区町村が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(4) 小規模法人のネットワーク化による協働推進事業等

ア 小規模法人のネットワーク化による協働推進事業

(ア) 都道府県又は市が行う事業

別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(イ) 都道府県又は市が適當と認めた団体が行う事業に対して、都道府県又は市が補助する事業

a 別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人については寄付金を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

b aにより選定された額と都道府県又は市が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

イ 介護職チームケア実践力向上推進事業

(ア) 都道府県、指定都市、中核市が行う事業

別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) 都道府県、指定都市、中核市が適当と認めた団体が行う事業に対して、都道府県、指定都市、中核市が補助する事業

a 別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人については寄付金を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

b aにより選定された額と都道府県、指定都市、中核市が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(補助金の概算払)

5 この補助金の概算払について

都道府県、指定都市、中核市、市区町村が実施する事業及び市区町村、社会福祉協議会等及び都道府県等が適当と認めた団体が実施する事業に対し都道府県、指定都市、中核市、市区町村が補助する事業に対して、厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(交付の条件)

6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業に要する経費の各区分間の配分の変更（それぞれの配分額のいずれか低い方の額の20%以内の変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

ただし、介護福祉士修学資金等貸付事業については、他の区分又は種目間で事業に要する経費の配分の変更はしてはならない。

(2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及び他の財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

(5) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付せざることがある。

(6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならぬ。

ればならない。

- (7) 都道府県、指定都市、中核市及び市区町村は、補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ当該調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならぬ。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならぬ。
- (8) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに、厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- (9) 都道府県又は指定都市（生活福祉資金貸付事業に限る。以下（10）、（11）及び（13）において同じ。）は、厚生労働大臣の承認を受けて生活福祉資金貸付事業又は臨時特例つなぎ資金貸付事業を廃止する場合には、都道府県社会福祉協議会が現に貸し付けている貸付金の状況及び当該貸付金の償還計画等を厚生労働大臣に報告するとともに、事業を廃止する時期までの各年度における国庫補助金の額の合計額を限度として厚生労働大臣が定める額を国庫に返還しなければならぬ。
- (10) 都道府県又は指定都市は、都道府県社会福祉協議会が保有している生活福祉資金貸付事業又は臨時特例つなぎ資金貸付事業に係る貸付原資の額の全部又は一部について事業の見込みがないなどの事実が生じた場合又はその額が厚生労働大臣が別に定める基準に照らして過大であると認められる場合には、別紙様式10により厚生労働大臣に報告し、その指示を受け、各年度における国庫補助金の額の合計額を限度として、厚生労働大臣が指定する期日までに国庫に返還しなければならぬ。
- (11) 都道府県又は指定都市は、厚生労働大臣が都道府県社会福祉協議会の生活福祉資金貸付事業又は臨時特例つなぎ資金貸付事業の業務の取扱いが適正を欠くと認め、都道府県又は指定都市に対し、厚生労働大臣が是正の措置を講じるよう指示した場合には、これに従わなければならぬ。
- (12) 都道府県、指定都市、中核市又は市区町村は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならぬ。
- (13) 都道府県、指定都市、中核市又は市区町村が、社会福祉法人等の民間団体に間接補助金を交付する場合は、以下のアからウまでの条件を付さなければならぬ。
ただし、生活福祉資金貸付事業（貸付事務運営費分）及び被災者見守り・相談支援等事業についてはエの条件を、生活福祉資金貸付事業又は臨時特例つなぎ資金貸付事業についてはオの条件を、併せて付すとともに、イの条件に「ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行

令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならぬ。」を追記するものとする。

ア (2)、(3)、(6)及び(8)に掲げる条件。この場合において、(2)、(3)及び(8)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」、「指定都市市長」、「中核市市長」又は「市区町村長」と読み替えるものとする。

イ 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならぬ。

ウ 間接補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により間接補助事業に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合も含む。）は、別紙様式2に準じた様式により速やかに、遅くとも間接補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに都道府県知事、指定都市市長、中核市市長又は市区町村長に報告しなければならぬ。なお、間接補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一部（又は一支社、一支部等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、間接補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を都道府県、指定都市、中核市又は市区町村に返還しなければならぬ。

エ (4)及び(5)に掲げる条件。この場合において、(4)中「厚生労働大臣の」とあるのは「都道府県知事の」又は「指定都市市長の」と、「50万円」とあるのは「30万円」と、(5)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」又は「指定都市市長」と読み替えるものとする。

オ (9)及び(11)に掲げる条件。この場合において、(9)及び(11)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」又は「指定都市市長」と、「都道府県又は指定都市」とあるのは「都道府県社会福祉協議会」と、「国庫補助金」とあるのは「間接補助金」と、「国庫」とあるのは「都道府県」又は「指定都市」と読み替えるものとする。

カ (10)に掲げる条件。この場合において、(10)中「都道府県又は指定都市」とあるのは「都道府県社会福祉協議会」と、「別紙様式11により厚生労働大臣に報告」とあるのは「別紙様式11を準用し都道府県知事又は指定都市市長に報告」と、「国庫補助金」とあるのは「間接補助金」と、「厚生労働大臣が指定する期日」とあるのは「都道府県知事又は指定都市市長が指定する期日」と、「国庫」とあるのは「都道府県」又は「指定都市」と読み替えるものとする。

(14) 都道府県が市区町村（指定都市、中核市を除く。）に間接補助金を交付する場合は、以下のア及びイの条件を付さなければならない。

ただし、被災者見守り・相談支援等事業についてはウの条件を併せて付すと

もに、イの条件については「ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならぬ。」を追記するものとする。

ア (2)、(3)、(6)及び(8)に掲げる条件。この場合において、(2)、(3)及び(8)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

イ 市区町村は、補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ当該調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならぬ。

ウ (4)及び(5)に掲げる条件。この場合において、(4)中「厚生労働大臣の」とあるのは「都道府県知事の」と、(5)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

(15) (13)及び(14)により付した条件に基づき都道府県知事、指定都市市長、中核市市長又は市区町村長が承認又は指示をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。

(16) 間接補助事業者から財産の処分による収入並びに消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(17) 間接補助事業者が(13)及び(14)により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を取り消すことがある。

(申請手続)

7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

- (1) 都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長は、別紙様式3による申請書に關係書類を添えて、別途定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。
- (2) 適正化法第26条第2項に基づき、市区町村長は、別紙様式4による申請書に關係書類を添えて都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出して行うものとする。

また、都道府県知事は、市区町村の申請書を受理したときは、その内容を審査し必要があると認めたときは現地調査等を行い、その後、適正と認めたときは、これを取りまとめ別紙様式3に添えて別途定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

8 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い、毎年度1月末までに行うものとす

る。

(交付決定までの標準的期間)

9 この補助金の交付決定までの標準的期間は、次のとおりとする。

(1) 適正化法第26条第2項に基づき、都道府県知事は、7の(2)及び8による交付申請書が到達した日から起算して原則として1か月以内に厚生労働大臣に提出を行うものとし、厚生労働大臣は、交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

(2) (1)以外の場合

厚生労働大臣は、7の(1)並びに8による交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

(交付決定の通知)

10 適正化法第26条第2項に基づき、都道府県知事は、厚生労働大臣の交付決定（又は変更交付決定）があったときは、市区町村長に対し、別紙様式5又は別紙様式6により速やかに交付決定の通知を行うものとする。

(実績報告)

11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長は、事業が完了したときは、別紙様式7による事業実績報告書に関係書類を添えて、翌年度6月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(2) 適正化法第26条第2項に基づき、市区町村長は、別紙様式8による事業実績報告書に関係書類を添えて都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出して行うものとする。

また、都道府県知事は、市区町村の事業実績報告書を受理したときは、その内容を審査し必要があると認めたときは現地調査等を行い、その後、適正と認めたときは、これを取りまとめ別紙様式7に添えて翌年度6月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(補助金の額の確定の通知)

12 適正化法第26条第2項に基づき、都道府県知事は、厚生労働大臣の交付額の確定があったときは、市区町村長に対して、別紙様式9により速やかに確定の通知を行うものとする。

(補助金の返還)

13 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

14 特別の事情により 4、7、8 及び11に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。